

自治体の小規模橋梁を対象とした橋梁基本定期  
点検導入に係るガイドライン  
別添資料 3

〇〇市橋梁点検要領（案）

令和〇年〇月

〇〇市

（目的及び適用範囲）

第 1 条 この要領は、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 42 条、および道路法施行令（昭和 27 年政令第 479 号）第 35 条の 2、および道路法施行規則（昭和 27 年建設省令第 25 号）の規定に基づいて、橋梁の点検を行うために必要な事項を定めたものである。

2 この規定は、〇〇市が行う橋梁点検に適用する。

（点検の実施に係る事項等）

第 2 条 橋梁の点検に係る事項は、基本的に橋梁点検マニュアル（案）（令和 6 年 11 月 大阪大学 先導的学際研究機構 住民と育む未来型知的インフラ創造部門）に基づくものとする。

# 橋梁点検マニュアル（案）

令和6年11月

大阪大学 先導的学際研究機構

住民と育む未来型知的インフラ創造部門

## 目次

1	適用の範囲 .....	1
2	点検の目的 .....	1
3	点検の種別 .....	1
4	基本定期点検 .....	3
4.1	基本定期点検の対象とする橋梁.....	3
4.2	基本定期点検の体制.....	4
4.3	基本定期点検の点検手順.....	4
4.4	基本定期点検で健全でないと診断された場合の対応.....	5
4.5	その他の事項.....	5
	添付資料 点検調書（国土交通省指定様式） .....	1
	別添資料 .....	4
	別添資料1 基本点検チェックリスト（コンクリート橋） .....	4
	別添資料2 基本点検チェックリスト（溝橋） .....	4

## 1 適用の範囲

本マニュアルは、道路法第二条第一項に規定する道路における橋梁施設のうち、地方自治体が管理する橋長 2m 以上の橋梁の点検に適用する。

## 2 点検の目的

橋梁の点検は、道路法第四十二条に定められた道路管理者の責務として、「道路を常時良好な状態に保つように維持し、修繕し、もって、一般交通に支障を及ぼさない」ために、定期的に橋梁の状態を詳細に把握し、早期に橋梁の損傷を発見するとともに、効率的な橋梁の維持管理計画を検討するために必要となる基礎データを収集・蓄積することを目的とする。

## 3 点検の種別

橋梁の点検の区分は表 1 とする。

表 1 橋梁点検の区分

点検の区分	点検の内容
日常点検	道路の異常を早期に発見することを目的として日常的に実施する道路パトロールにおいて、橋梁の状態を確認するために行う点検をいう。
定期点検	定期的に近接目視により橋梁の状態を詳細に点検し、損傷の有無を確認するための点検をいう。
基本定期点検	小規模で健全な橋梁について、定期的に近接目視により橋梁の状態を詳細に把握し、健全な状態が次回の定期点検まで維持されることを確認するための点検をいう。
臨時点検	地震、台風、集中豪雨などの災害が発生、若しくはその恐れがある場合、あるいは日常点検等で異常が発見された場合に、必要に応じて、橋梁の安全性や道路機能の状況を確認するために行う点検をいう。
緊急点検	コンクリート片剥落や社会的に大きな事故などが発生した場合に、必要に応じて、第三者被害に対する安全性を確認するために行う点検をいう。
詳細調査	点検において確認された損傷に対して、その原因や規模、範囲を詳細に把握し、補修補強の要否の検討を行うための調査をいう。
追跡調査	点検において進行状況の監視が必要と判断された損傷について、目視あるいは各種センサー等による継続的な監視を行うための調査をいう。

定期点検および基本定期点検については、基本的に国土交通省の技術的助言等に基づいて実施する法定点検とする。なお、技術的助言等とは「道路橋定期点検要領 令和6年3月国土交通省道路局」、「道路橋定期点検要領（技術的助言の解説・運用標準）令和6年3月国土交通省道路局」、およびこれに関連する資料をいう。

このうち、定期点検については、大阪府橋梁点検要領に準拠して実施する。また、基本定期点検については、本マニュアルにおいて定めるものとする。

橋梁の維持管理における点検の手順を図1に示す。

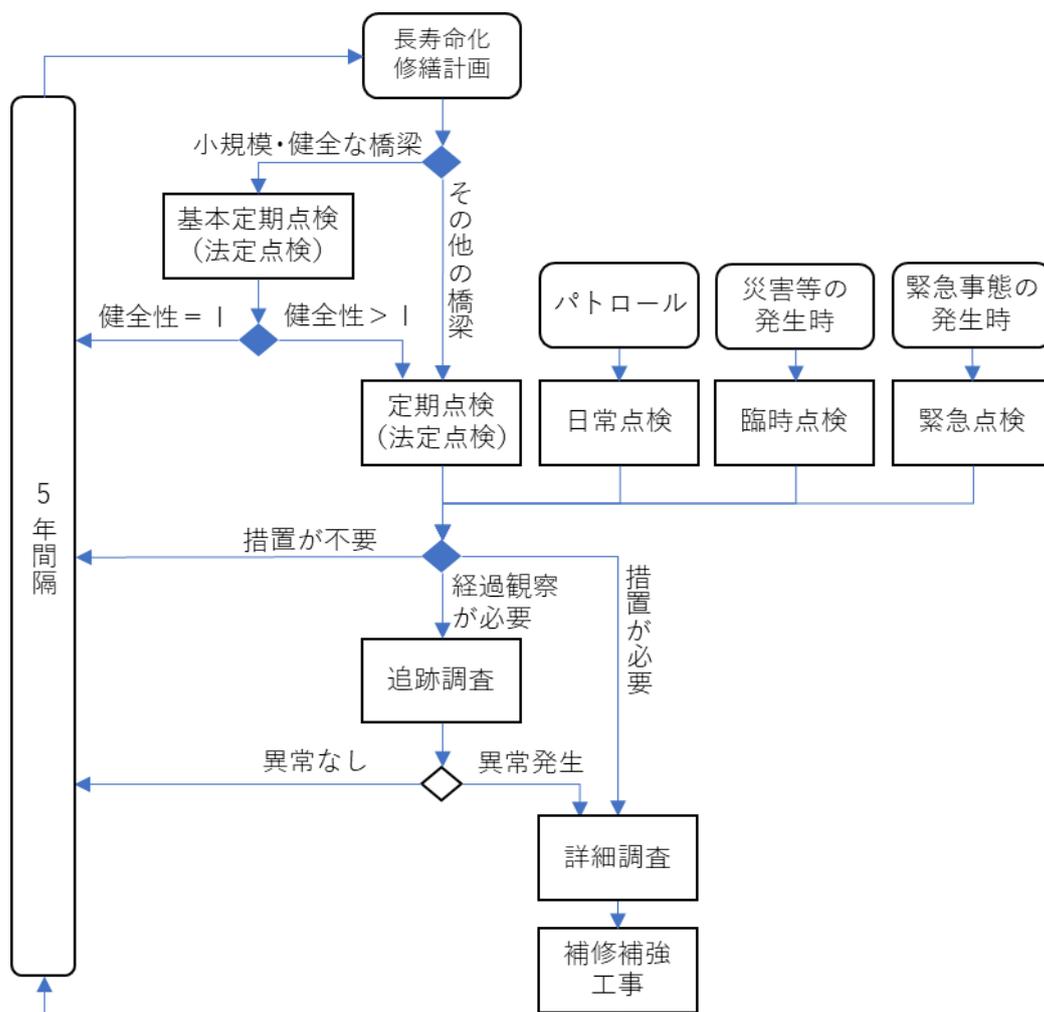


図 1 橋梁維持管理における点検の手順

## 4 基本定期点検

### 4.1 基本定期点検の対象とする橋梁

基本定期点検の対象は、小規模で健全な橋梁とし、以下の条件を全て満たす橋梁を基本とする。

- 1) 橋長 15m 未満の橋梁
- 2) 前回の定期点検等で健全性が I であると確認された橋梁 (図 2)
- 3) 単径間のコンクリート橋 (RC 橋) あるいは溝橋 (ボックスカルバート)
- 4) 点検作業が徒歩あるいは梯子で実施可能であり、点検作業のために特殊な機材 (橋梁点検車、高所作業車) や通行規制を必要としない橋梁
- 5) 橋梁の部材落下等による第三者被害が想定されない橋梁

ただし、上記の条件を全て満たす橋梁であっても、以下のような橋梁については、道路管理者の判断により、基本定期点検の対象外とすることが望ましい。

- ・ 地震等災害発生時の避難路や輸送路に指定されている路線の橋梁
- ・ 橋梁の損傷が孤立地域の発生につながる可能性のある路線の橋梁
- ・ 交通量が多い、あるいは大型車が頻繁に利用する路線の橋梁
- ・ 現状は健全な状態にあるが、予防保全の有効性の観点から特に注意が必要な橋梁 (疲労、塩害、アルカリ骨材反応、防食機能の低下、洗掘など)

「前回の定期点検等で健全 (健全性が I) であると確認された橋梁」の考え方を図 2 に示す。

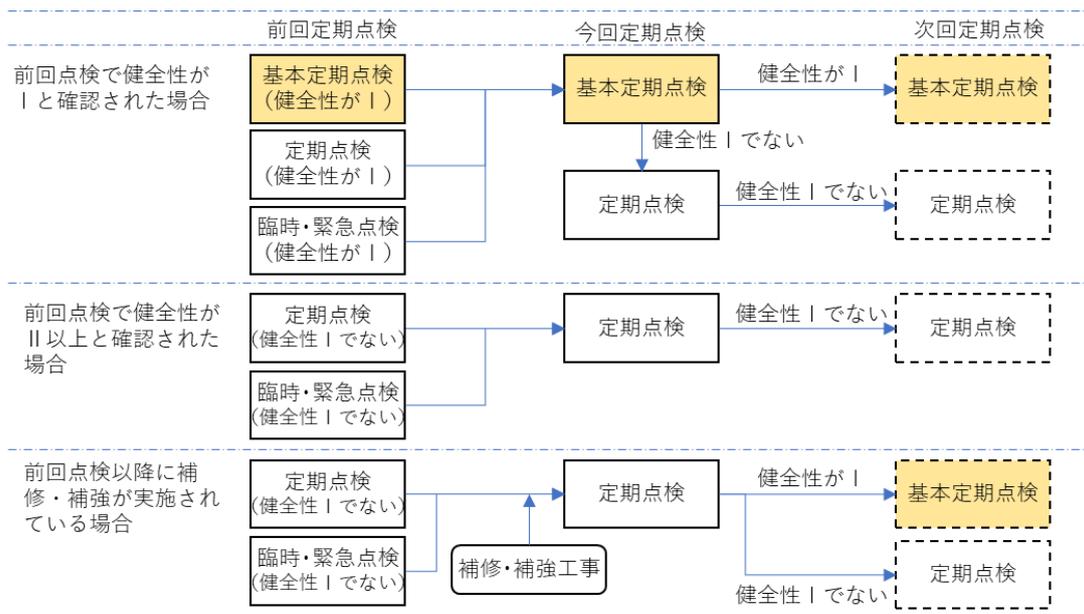


図 2 健全な橋梁の考え方

## 4.2 基本定期点検の体制

基本定期点検では、点検対象橋梁の状態が健全（健全性がⅠ）であるか否かを適切に判断する必要がある。このため、基本定期点検の従事者は、定期点検と同様に健全性の診断の区分を適切に行うために必要な知識と技能を有する者による体制で行うものとする。

このため、基本定期点検は、以下のいずれかの要件に該当する者により実施するものとする。

- ・ 道路橋に関する相応の資格または相当の実務経験を有する
- ・ 道路橋の設計、施工、管理に関する相当の専門知識を有する
- ・ 道路橋の定期点検に関する相当の技術と実務経験を有する

## 4.3 基本定期点検の点検手順

基本定期点検の手順を図3に示す。

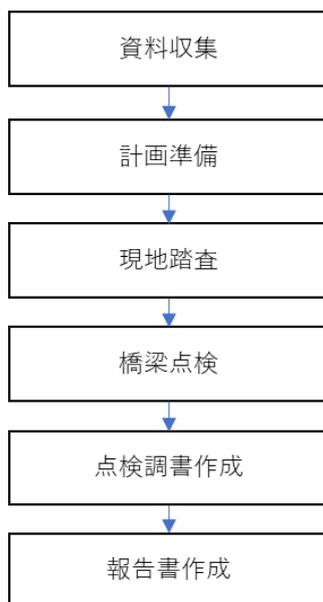


図3 基本定期点検の手順

### (1) 資料収集

点検対象橋梁に関する各種資料（橋梁台帳、点検帳票等）を収集、整理する。

### (2) 計画準備

点検業務に関する業務計画書を作成し、発注者に提出する。業務計画書の内容は、以下を基本とする。

- ・ 業務内容
- ・ 実施体制（管理技術者及び担当技術者の配置）
- ・ 工程表

- ・ 使用機材
- ・ 安全管理計画
- ・ 連絡体制（緊急時含む）
- ・ その他監督員が指示したもの

### (3) 橋梁点検

基本定期点検における「橋梁点検」作業は、徒歩あるいは梯子による近接目視を基本とし、点検チェックリスト（別添資料1、別添資料2）に基づいて実施する。点検者は、点検チェックリストに示された手順、項目に基づいて橋梁の状態を把握し、その結果を点検チェックリストに記入する。また、点検作業において確認された損傷については、必要に応じて写真撮影を行う。

### (4) 点検調書作成

基本定期点検の点検調書は、技術的助言等に示された様式1、様式2、様式3の調書（添付資料2）とする。

### (5) 報告書作成

点検業務の成果として作成した資料や帳票を、報告書としてとりまとめる。

## 4.4 基本定期点検で健全でないと診断された場合の対応

基本定期点検において健全でない（健全性がIでない）と診断された橋梁については、あらかじめ定期点検を実施する。

## 4.5 その他の事項

本マニュアルに定めのない事項については、大阪府橋梁点検要領および国土交通省の技術的助言等に基づくものとする。

添付資料 点検調書（国土交通省指定様式）

様式1

構梁名・所在地・管理者名等		所在地	橋梁ID
構梁名	路線名	起点側	橋度 経度
(フリガナ)			
管理者名	踏下条件	代替路の有無	自専道・一般道 緊急輸送道路 占用物件(名称)

道路種毎の健全性の診断		橋梁諸元
告示に基づく健全性の診断の区分	橋長	橋梁形式
	架設年度	幅員

※架設年度が不明の場合は「不明」と記入すること。

技術的な評価結果		定期点検実施年月日	定期点検者
想定する状況			
活荷重	地震	豪雨・出水	その他
橋(全体として)			( )
上部構造	写真番号	写真番号	写真番号
下部構造	写真番号	写真番号	写真番号
上下部接続部	写真番号	写真番号	写真番号
その他(フェールセーフ)	写真番号	写真番号	写真番号
その他(伸縮装置)	写真番号	写真番号	写真番号

全景写真(起点側、終点側を記載すること)

状況写真(様式1に対応する状態の記録)

○上部構造、下部構造、上下部接続部、その他について技術的な評価の根拠となる写真を添付すること。

構成要素		施設ID	定期点検実施年月日	定期点検者
想定する状況	構成要素の状態		構成要素	構成要素の状態
写真番号 備考	径間	部材番号	写真番号 備考	径間
想定する状況	構成要素の状態	構成要素	想定する状況	構成要素の状態
写真番号 備考	径間	部材番号	写真番号 備考	径間

特定事象の有無、健全性の診断に関する所見

該当部位	施設ID	特定事象の有無 (有もしくは無)					定期点検実施年月日	健全性の診断の区分の前提	定期点検者	特記事項 (第三者被害の可能性に対する 応急措置の実施の有無等)	
		疲労	塩害	アルカリ 骨材反応	防食機能 の低下	洗掘					その他
上部構造											
下部構造											
上下部接続部											
その他(フェールセーフ)											
その他(伸縮装置)											

(適宜、所見を記入)

所見

## 別添資料

別添資料1 基本点検チェックリスト（コンクリート橋）

別添資料2 基本点検チェックリスト（溝橋）